

滋賀県環境基本条例は、滋賀県の環境政策の基本的な方向を定めたもので、健全で質の高い環境の確保を目指して1996(平成8)年に制定しました。この条例に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2019(平成31)年3月に策定したのが第五次滋賀県環境総合計画です。

1. 滋賀県環境基本条例

環境は壊れやすく復元するのは容易ではないとの認識のもと、物質の循環の重要性や資源の有限性を認識しながら、環境がもつ復元能力のもとに持続的な発展を図ることや、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいくことが必要との問題意識を踏まえて、県民による主体的な環境保全活動を推し進め、文化的環境を含めた広範な環境全体への配慮と保全活動を展開していくため、滋賀県環境基本条例を制定しました。

(1)目的

環境保全に関する基本理念を定め、県民、事業者および県の役割等を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることで、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、健全で質の高い環境を確保することを目的としています。

(2)概要

この条例では、3つの基本理念「生態系の微妙な均衡を保ちつつ、環境の健全性を確保する」、「環境に関する権利を実現し、義務を公平な役割分担の下に果たす」、「地球環境の保全を推進する」を掲げています。また、環境総合計画の策定や環境自治委員会の設置に関する規定を設けています。さらに、県民および事業者の間に広く環境保全に関する理解と認識を深めるとともに、環境保全に関する活動への参加意欲を高めるため、「びわ湖の日」を7月1日と定めています。

2. 第五次滋賀県環境総合計画

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例第12条に基づき、「滋賀県環境総合計画」を策定しています。第五次滋賀県環境総合計画は、滋賀に根差したこれまでの取組に、今後の環境の見通しと新たな考え方を重ね、滋賀県における環境の保全に関する施策の方向性を示すため、2019(平成31)年3月に策定しました。



図10-1-1 第五次滋賀県環境総合計画



(1) 目指す将来の姿

第五次滋賀県環境総合計画は、持続可能な開発目標(SDGs)および滋賀県基本構想の目標年次を踏まえ、2019年度から2030年度までの12年間を計画期間としています。2030年に向けて環境保全施策を進めるに当たっては、「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、人間が「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点を取り入れることが必要です。このことから、「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」を、目指す将来の姿としています。

(2) 計画の目標

滋賀県は森・川・里・湖のつながりの中で、人を含む様々な生きものが生息し、循環のもとで一つの系(システム)を形づくっています。持続可能な社会では、この系から生み出される自然の恵み(生態系サービス)が安定的かつ持続的に供給され、地域資源として健全に利用されることが求められます。持続可能な社会を実現するためには、森・川・里・湖のつながりを意識しながら、環境・経済・社会を統合的に捉えるSDGsの考え方を踏まえて、「生態系・自然界における循環」を損なわないよう適切に活用し、「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環」を実現する視点が必要なことから、計画の目標を「環境と経済・社会をつなぐ健全な循環の構築」と定めています。



図10-1-2 森・川・里・湖のつながりの中で環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環

(3) 施策展開の3つの視点と4つの柱

第五次滋賀県環境総合計画では、〈共生〉〈「守る」「活かす」「支える」〉〈協働〉の3つの視点を通して、「琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用」「気候変動への対応、環境負荷の低減」「持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着」「国際的な協調と協力」という4つの施策の柱のもと、分野ごとに施策の方向性を定め、分野別の施策・取組を着実に進めています。また、異なる分野の関係性を認識し、分野をまたいだより一層の連携によって施策・取組の相乗効果を高めています。

環境政策課